

龍ヶ崎市立中根台中学校

いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改定

1 いじめについて

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続した、未然防止、早期発見、早期対応への取組が求められる。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、本校のすべての教職員により日々実践されなければならない。

(1) いじめの定義

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく行為を受けた生徒が“苦痛”と感じたか否かによる。場所についても学校の内外を問わない。行為を行った生徒の感情や意志の観点ではなく、行為を受けた生徒の立場に立って判断されるものである。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ② どの子供も「被害者」にも「加害者」にもなり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

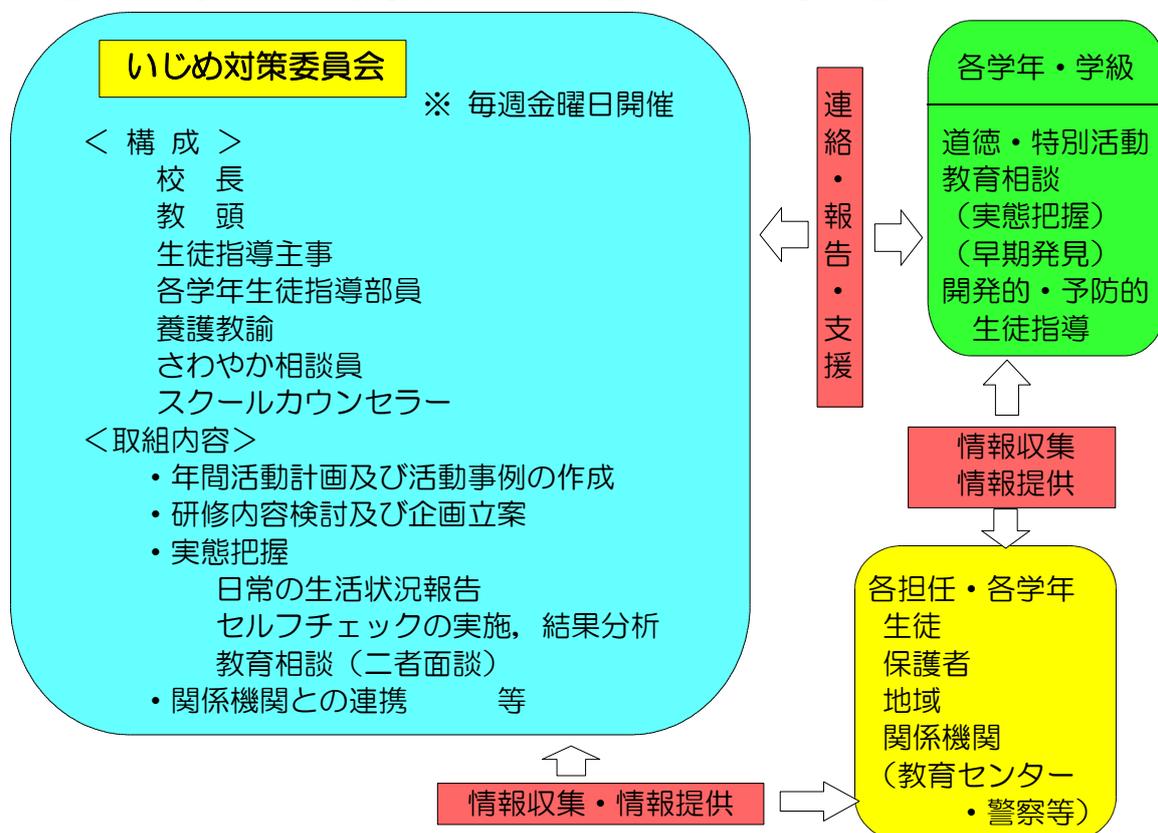
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) 未然防止 ～いじめを許さない学校づくりのために～

根本的ないじめの問題克服のためには、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止が最も重要である。

そのためには、「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組まなければならない。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

【 未然防止・早期発見のための組織（平常時） 】



○ 生徒集団や学級の様子を知るためには

◆ 教職員の気付きが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

◆ 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子供たちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

○ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒たちは周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒たちにとって教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情をもち、配慮を要する子供たちを中心に捉えた温かい学級経営や教育活動を展開することが生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を捉え、未然防止のうえで大きな力となる。

◆ 生徒たちのまなざしと信頼

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子供たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は生徒たちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

◆ 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

◆ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業はもとより、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が生徒たちを成長させる。また、教職員の子供たちへの温かい声掛けが「認められた」と自己肯定感につながり、生徒たちは大きく変化するものである。

いじめの未然防止のためには、生徒が主体的に取り組む協働的な活動等を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を高めることが重要である。そこで、生徒の思いや願いから活動をスタートさせ、個や集団の揺れ動く心に寄り添いながら「待つ」という児童生徒を主体とした視点を教師がもつことが求められる。また、生徒自身が仲間とともにやり遂げる過程を大切にしたい生徒の自発的・自治的な交流活動が大切になる。これにより、生徒は、他者から認められ自信をもつとともに、生徒自身が互いに絆をつくり深め、自己有用感を獲得していくことができる。

“ことば”の力 ～ 生徒の心に残ることば ～

- あなたが必要なんだよ
- 大切なあなただからこそ、こうやって話をしたいんだ
- 可能性という扉を開こうよ
- 幸せになってほしいんだ
- 約束だぞ、信じているからね
- 誰だって可能性をもっている、大事にしなきゃね

○ 生命や人権を尊重し、豊かな心を育てるには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

◆ 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

◆ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒たちは心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

○ 保護者や地域の方々への働きかけ

授業公開や学級懇談会、保護者を交えた各種の会議、部活動の保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭環境の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や学校HP、学年・学級通信等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

- 授業公開 … 保護者の方に道徳や特別活動等の授業を公開する
- 学級活動 … いじめについて考える授業を行う際に保護者へのインタビュー等の課題を盛り込む
- 学級懇談 … 学校生活の様子を様々な視点から保護者に伝える
また、保護者の考えや率直な意見、つぶやき等を大切にする
- 学級通信 … いじめ問題に対する取組について保護者に協力を呼びかけて
学年通信 … その内容に関しての意見をもらう
(「いじめのサインに敏感に!」「標語募集」等)

(2) 早期発見 ～いじめに対する認識や気付きへの対応の充実～

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなくてはならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

○ 教職員の“いじめに気づく力”を高める

◆ 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談などの機会に、生徒たちの様子に目を配る。

「生徒たちのいるところに教職員がいる」ことを基本にし、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることはいじめの早期発見と効果がある。

◆ 集団を見る視点

生徒は必ず自分の居場所となるグループを形成する。学年や学級、部内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようなになっているかを把握しておくことが重要である。

◆ 生徒たちと同一目線

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒たちの言葉をきちんと受け止め、生徒たちの立場に立ち、生徒たちを守るという姿勢が大切である。

◆ 生徒たちを共感的に理解

集団の中で配慮を要する生徒たちに気付き、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒たちの気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

○ 生徒の「心の声」を聞く

◆ 生徒自身の振り返り

市をあげて取り組んでいる学校生活アンケート（年2回）の結果をもとに、個々の抱える悩みや不安について分析し、適切な助言や観察、相談等につなげる。また、学期末に行う「セルフチェック」の分析から、生徒が自身の生活を振り返り、仲間との生活の中で人を思いやる心やお互いの人権の尊重について考え、人を思いやる温かい心を育てていく。

◆ 教育相談の充実

定期的に、全校で「教育相談（二者面談）」を行い、生徒一人一人の“心”の状態や、変容について認識と理解を深める。表情や言葉遣い、返答の様子などから、生徒の「心の声」を聞く力が求められる。

また、日常の生活の中で教職員の声掛け等、生徒たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることも大切である。この環境は、教職員と生徒との信頼関係の上で形成されるものである。

○ 情報モラル教育の重要性

「メール」「書き込み」等のインターネットを介したいじめに関する指導は、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

本校では、校内への携帯電話等の持ち込みの許可制に加え、保護者会等の折にも携帯電話等の所持については、学校生活には必要のないものとして「持たせない」方向での協力をお願いしている。現状は、多数の生徒が自分の携帯電話やスマートフォンを持っている。利用方法や約束については「保護者の責任」に委ねられている。また、家庭でインターネットを利用している生徒も少なくない。

ネット上のトラブルに関しては、保護者との連携なくして早期発見は難しい。機器を操作する生徒の表情の変化や使い方の変化など、被害を受けている生徒の発するサインを見逃さないよう協力体制を整えておく必要がある。

◆ ネット上のいじめがもつ特性

教室や屋外といった場所において、いじめる側の生徒といじめられる側の生徒とが、何らかの直接的なやりとりが行われるわけではないため、他の生徒や大人といった第三者が存在しない。ほとんどの場合は、いじめられている生徒本人が誰かに相談したり、家族が日常生活の様子での変容に気付いてあげないと表面化するまでには、かなりの度合いに発展してしまうことが考えられる。

また、嫌がらせの意識はもたずに送信してしまったメールや画像等の内容が“一人歩き”してしまったり、他の誰かの手によって加工等が施され、結果的に対象生徒へのいじめへと発展してしまったりすることも少なくない。

ネット上のいじめ

- ・ 誹謗、中傷メール
- ・ ブログへの書き込み
- ・ チェーンメール
- ・ 学校非公式（裏）サイト



誰が書いたか分からないという匿名性により、「何も書いてもかまわない」と安易な誹謗中傷が書き込まれ、周囲のみんなが同調していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- SNSから生じたいじめ
(ソーシャルネットワークサービス)

掲載された個人情報や画像は、容易に加工され、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
撮影された画像には、位置情報（GPS）が付加されている。その情報により自宅が特定され、情報が流失する危険性がある。

- 動画共有サイトでのいじめ

一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスの可能性がある。

◆ 未然防止及び早期対応

本校では「ケータイ・インターネット防犯教室」を開き、メールやSNS等の利用の利便性ととも、その危険性について考える機会を設けている。

しかし、その特性上、学校側での約束の遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。保護者と密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

○ 地域と共に健全な生徒を育てる

◆ 保護者の声が届く関係

生徒の日常生活の様子やその変化について、最も身近な関係にある保護者の気付きは、最も重要な情報の一つと言える。学校での教育活動を通して、保護者との間に信頼関係を築いておくことは、いじめの早期発見にたいへん有効である。その保護者と同じ倫理観のもとに生徒に対応できる関係作りは、日頃の学年学級経営への理解・関心が必要である。

◆ 地域との連携

本校は、「親父の会」や「父母と教師の会」のサポーター制度等、保護者が学校運営に関わる機会が多岐にわたり設けられている。また、学校便り等の発刊物を地域の評議委員、民生委員、そして地域班の班長の方々にも届け、学校での取組を紹介している。地域の方から生徒に関する情報提供も数多く入る。日頃より、本校の活動に関心をもち、見守ってくれている表れと捉えたい。

◆ 関係諸機関との連携

所轄警察及び市教育センターや市役所こども課と連携し、生徒たちの情報を共有し、効果的な対応につなげるため、定期的な電話連絡、または出向いての情報交換や話し合いの機会を設ける。

(3) 早期対応 ～いじめを認知した場合の適切な対応～

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

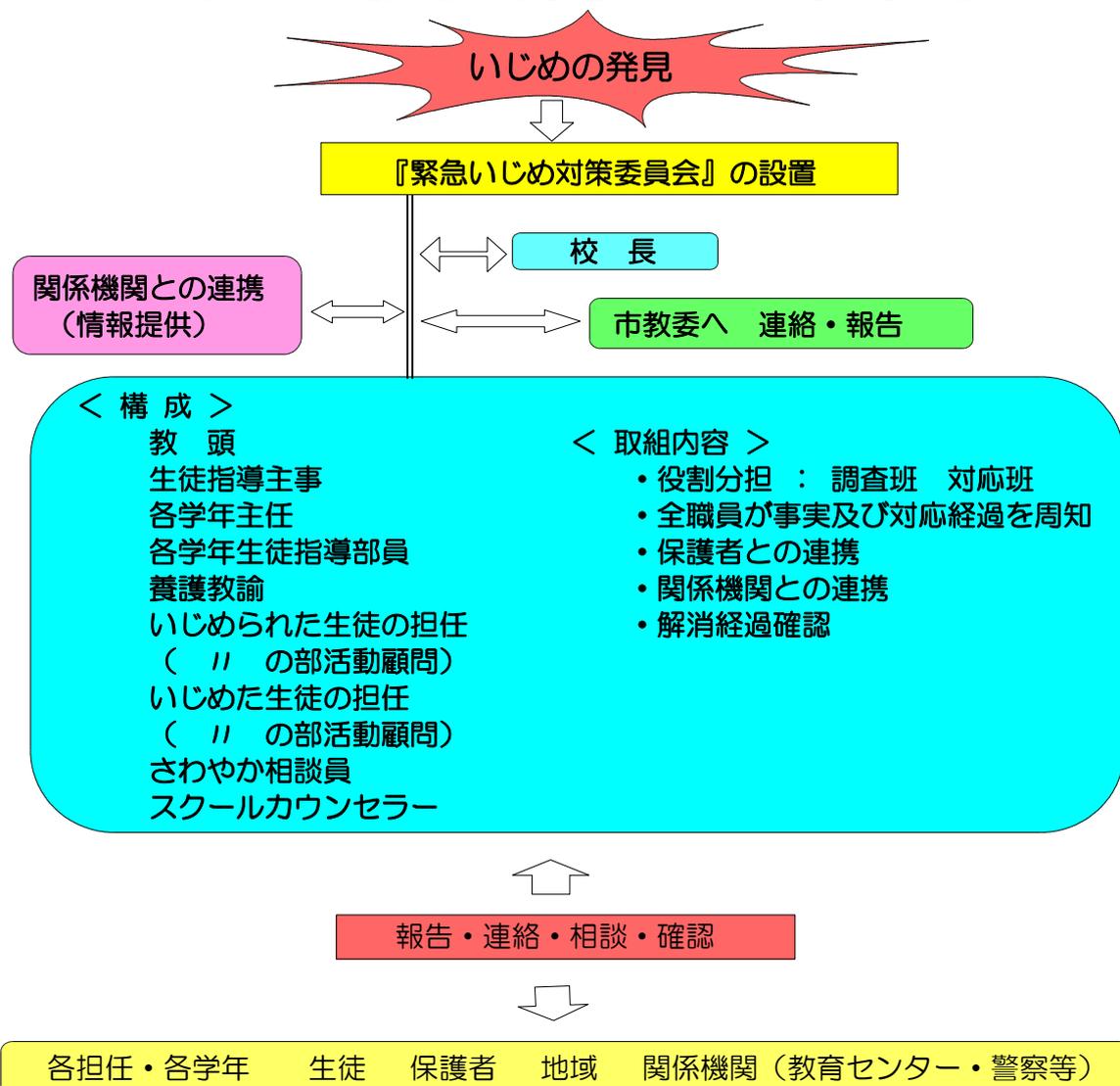
○ いじめ問題に対応する組織

◆ いじめ対応の基本的な流れ

『緊急いじめ対策委員会』を組織し、迅速かつ的確に対応を始める。

- ・ 正確な実態把握 … 当事者双方，周りの生徒から聴き取り，記録
(聴き取りは原則として個々に行う)
- ↓
- ・ 指導体制，方針決定 … 指導のねらいの明確化
教職員の共通理解及び役割分担
教育委員会，関係機関との連携
- ↓
- ・ 生徒への指導，支援 … いじめられた生徒の保護
いじめた生徒への指導
- ↓
- ・ 保護者との連携 … 具体的な対策への理解
- ↓
- ・ 今後の対応 … 継続指導や支援と心の教育の充実

【 いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」 】



○ いじめが起きた場合の対応

いじめられた生徒に対して

生徒対応

- ・共感することで心の安定を図る。
(事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れる)
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守る」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自尊感情が高まるよう、自信をもたせる言葉をかける。

保護者対応

- ・発見した場合速やかに家庭訪問等で保護者と面談し、
事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安定な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を図りながら、
解決に向け取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、
些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるのかも知れません。
- ・家庭での甘やかしが問題でないでしょうか。
- ・クラスにはいじめはないと思うのですが…。
- ・どこかに相談に行ってみてはどうでしょうか。

いじめた生徒に対して

生徒対応

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、
生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・孤立感や疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮のもと、
毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめが人として決して許すことのできない行為であること、
いじめられる側の気持ちを考えさせる。

保護者対応

- ・直接面談を行い、正確な事実関係を説明する。
- ・いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、
よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした
姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、
具体的な助言をする。

日頃からの連携が不足しているため、保護者から発せられる言葉

- いじめられる側にも問題や理由があるのだろう。
- 学校がもっときちんと指導してくれていれば…。
- こんなに深刻になる前に、なぜもっと早く連絡してくれないのか。

周りの生徒たちに対して

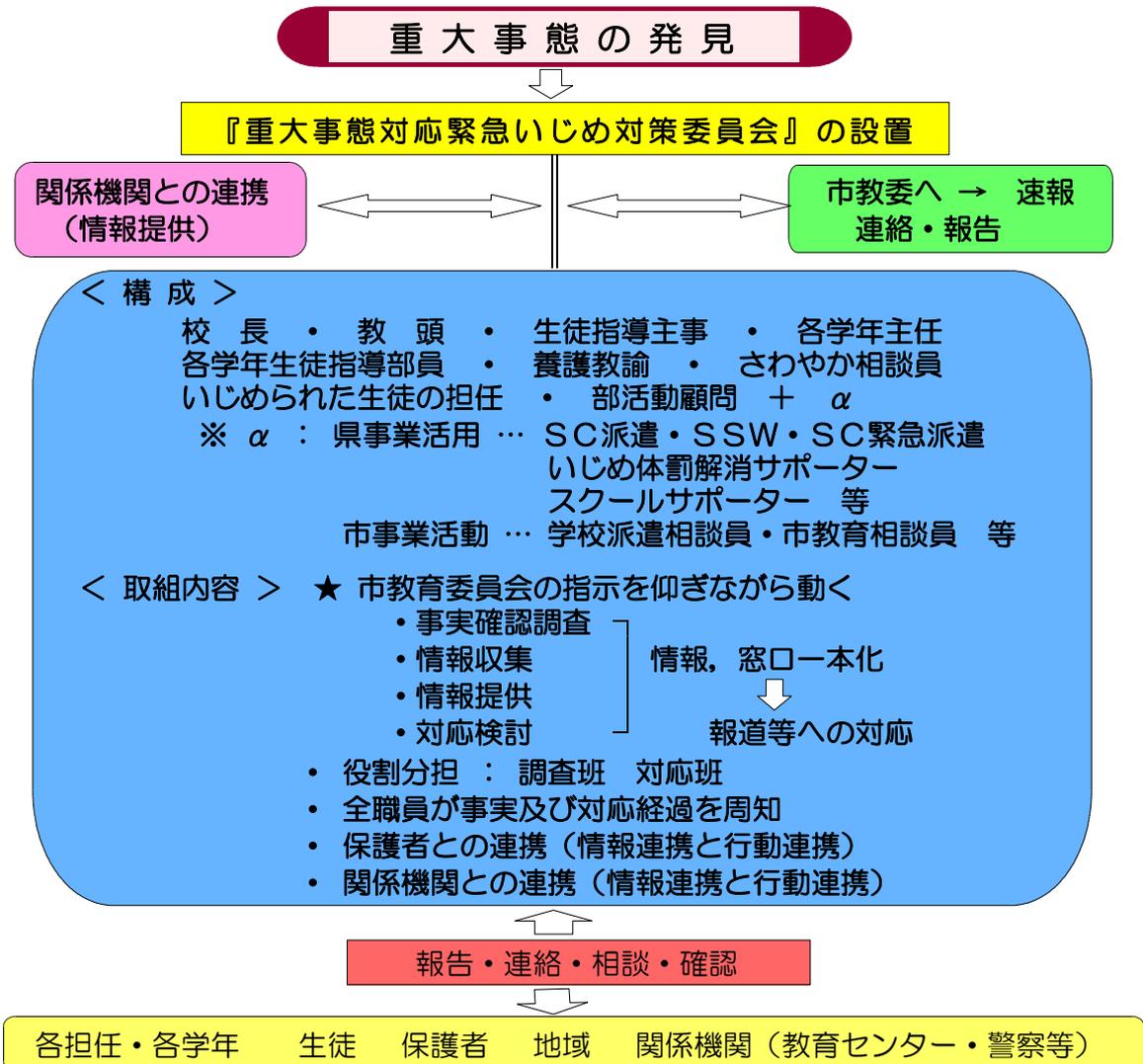
- 「いじめは絶対許されない」という毅然とした姿勢を、
学級、学年、学校の生徒全体に示す。
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、
「いじめの傍観者」から「いじめを抑止する仲裁者」への転換を促す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為は、
いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- いじめ問題を他人事と考えず、自分たちの問題であるという認識をもたせる。

○ 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。(下表)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、
事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを行った生徒・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、
必要に応じ他の子供の教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、
犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。
その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と
相談し活用する。

【 重大事態発生時：学校組織で調査する場合 】



◆ 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言を受ける必要がある。

◆ 出席停止・転学措置について

指導の成果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、いじめ対策委員会で検討し、教育委員会に判断を仰ぎ、出席停止等の懲戒処分措置を検討する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば、いじめた生徒に対し転学について柔軟に対応することと規定されている。保護者より、他の学校へ変更したい旨の申し出があれば、学校は生徒の将来を見据えた対応及び指導を行う。

◆ 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的に、また必要に応じて相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、

速やかに所轄の警察署や市教育センターに相談し、連携して対応することが必要である。特に、生徒の生命や身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて

○ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ◆ いじめの未然防止・再発防止に関する取組について（評価規準）
 - ・ 生徒の規範意識を高めることができた
 - ・ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた
 - ・ 情報モラルについての指導が効果的に推進できた
- ◆ いじめの早期発見・対応に関する取組について（評価規準）
 - ・ いじめの早期発見に努めることができた
 - ・ 保護者から学校へ相談できる関係を構築することができた
 - ・ 被害者の心のケアができた
 - ・ 加害者に対して、いじめをやめさせることができた
 - ・ 地域や関係諸機関の協力を得て、いじめの対応等ができた

(2) 教職員の研修の充実

教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーや専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。また、初任者等の若い教職員に対しては、校内研修等を充実させ、必要な知識・技能・態度等を意図的・計画的に修得させることにより、いじめ行為等の諸問題に対する“学校全体の力量”を高めていくことが大切である。

(3) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- ・ 龍ヶ崎市教育センター（龍ヶ崎市教育委員会）
TEL：0297-64-1115
月曜日～金曜日 9:00～16:00
- ・ シャボテンログ（龍ヶ崎市教育センター運営の相談アプリ）
方法：生徒にアクセスコードを周知
平日8:30～18:00
- ・ 龍ヶ崎市立小中学校スクールソーシャルワーカー
TEL：0297-64-1115（予約）
毎週水曜日・各週月曜日
- ・ 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）
方法：電話，Eメール，ホームページへの書き込み，面接
TEL：029-823-6770
Eメール：kennanijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.html>
電話・面接 火・木・金 9:00～18:30 月・水 9:00～16:30
Eメール，ホームページへの書き込みは24時間

- 子どもホットライン（茨城県教育委員会）
方法：電話，FAX，Eメール
TEL：029-221-8181 FAX 029-302-2166
Eメール：kodomu@edu.pref.ibaraki.jp
<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomu/>
電話，FAX，Eメールともに24時間（12/29～1/3を除く）
- 子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）
方法：電話，面接（要予約）
TEL：0296-71-3870(電話相談) 0296-78-3219(面接相談)
電話は毎日8：00～21：00（12/29～1/3を除く）
面接は月～金曜日9：00～16：30（休日及び12/29～1/3を除く）
- いばらき子ども相談2020
方法：SNS（LINE）による相談
相談：4月1日～9月18日，1月4日～1月23日
相談時間：18:00～22:00
- 24時間子供SOSダイヤル
TEL:0120-0-78310